

**この署名は来年度の予算編成にむけて介護保険の改善を求める署名です。
多くの声を集め、国会へ届けましょう！（12月に国会へ届ける予定です。）**

解 説

- ★ 請願項目 1～3 は介護保険制度に対する要求です。
- ★ 4、5 は介護保険の枠にとどまらない、公的支援を求める要求です。

1 保険料、利用料などの費用負担を減らして下さい。低所得者の負担を軽減して下さい

今回の介護保険の改定で、保険料は全国平均で 4972 円になりました。国民年金は月平均 4.7 万円なので、1 割以上が介護保険料です。年金も減らされ、生活全体が厳しくなっている中で、利用料が負担になり、必要なサービスを利用できない人も増えています。

特に、所得の低い人や、介護度が高くサービス利用の度合いが高い人を中心に、必要なサービスを受けにくい状況になっています。

利用者の費用負担の軽減が必要です。

2 ヘルパーの生活援助の見直しを撤回し、利用者が安心して生活できるよう内容を拡充して下さい

今回の改定で、生活援助を中心とする訪問介護のうち、「60 分」が「45 分」に削られました。

生活援助の時間が短くなり、利用者の日常生活にさまざまな困難が生じています。時間が足りないため、身体の不自由な利用者さんが自分で洗濯物を干して転倒、家族の介護負担が増えた、ヘルパーが忙しくなり、会話の時間が減って「変化を見逃してしまわないか心配」、などの事例や声も報告されています。

厚労省は、「今まで通りの時間で生活援助を受けることは可能」と説明しています。しかし、「今まで通りの時間」にすると、事業所への介護報酬が大幅に減ることになります。「時間の短縮か、報酬の減額」かの選択を、利用者と事業者に強制し、両者の間に新たな分断をもちこむ改定です。

今回の生活援助の見直しを撤回するとともに、必要な援助を安心して受けられるよう、生活援助そのもののしくみを改善すべきです。

3 次回改定を待たずに介護報酬を大幅に引き上げてください。その際、支給限度額の引き上げをはじめ、必要なサービスの利用に支障が生じないよう対策を講じて下さい

今回の改定は、プラス 1.2% の引き上げとされていますが、実際は 0.8% のマイナス改定でした。とくに、訪問介護、施設などのサービス事業が大幅に引き下げられ、事業所の経営困難のため、事業を廃止する事態も起こっています。

また、現在の制度では介護報酬を引き上げると、それがそのまま利用料のアップにつながります。「処遇改善加算」など事業所側の事情に係る加算については利用料の算定対象からはずすなど、介護報酬の引き上げが利用者の負担にならない対策が必要です。

介護報酬を引き上げても保険内で必要なサービスが利用できるよう、支給限度額の撤廃や、上限の引き上げが求められます。

4 特別養護老人ホームをはじめとする施設の整備を急いで下さい

特別養護老人ホームの入所者は、2012年3月に45万人となっています。いっぽう特養待機者は2009年に公表された厚生労働省の資料によると、約42万人と報告されています(右図)。このうち、要介護4、5の重度であり、在宅で入所を待っている方は16%(6.7万人)もいます。

特養数は絶対的に不足しています。在宅での介護が困難になっても、2~3年も待たなくてはいけない状況です。

国が責任を持って、特養の整備を進める必要があります。

特別養護老人ホームの入所申込者の状況

2009年12月22日 公表された厚生労働省資料より作成

| | 要介護1~3 | 要介護4~5 | 計 |
|---------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 全 体 | 24.3万人 57.6% | 17.9万人 42.4% | 42.1万人 100% |
| うち在宅の方 | 13.1万人 31.2% | 6.7万人 16.0% | 19.9万人 47.2% |
| 在宅ではない方 | 11.1万人 26.4% | 11.1万人 26.4% | 22.3万人 52.8% |

5 介護に働くすべての職員が生き生きと働き続けられるよう、国の責任で抜本的な処遇改善を実施して下さい

困難を抱えているのは利用者だけではありません。介護の担い手である介護事業所、介護従事者の実態も深刻です。全産業者平均の7割にとどまる給与水準、高い傾向にある離職率、慢性的な現場の人手不足など、厳しい状況が続いています。

その中で、2009年から開始された「介護職員処遇改善交付金」は、介護現場の困難の打開を求める声の実現させたものでしたが、交付金の対象が介護職のみに限定されていたり、事業所の収益によって交付金の額が変わったりなど、決して十分なものとはいえませんでした。今回の見直しで、政府はこの介護職員処遇改善交付金を廃止し、交付金のもっていた問題点をそのままにして介護報酬に組み込みました。さらに3年後はこの加算すらなくしていくとしています。処遇改善を事業所の「自己努力」に委ねていく方向です。

今後、高齢化に伴って介護の需要が急増していく中、地域の介護の担い手を増やしていくことは、国をあげて取り組まなければならない課題です。

介護に働くすべての職員を対象にした、実効ある処遇改善策を来年度予算で実施するよう求めます。



一般労働者の男女比・平均年齢・勤続年数及び平均賃金

(2007年賃金構造基本統計調査)

* 一時金を含めた支給総額の月平均

** 有資格者のみ

| | 男性 | | | | 女性 | | | |
|-----------|------|------|------|--------------|------|------|------|--------------|
| | 構成比 | 平均年齢 | 勤続年数 | 給与額* (千円) | 構成比 | 平均年齢 | 勤続年数 | 給与額* (千円) |
| 全産業 | 68.0 | 41.9 | 13.3 | 372.4 | 32.0 | 39.2 | 8.7 | 241.7 |
| 福祉施設** | 29.5 | 32.6 | 4.9 | 225.9 | 70.5 | 37.4 | 5.2 | 204.4 |
| ホームヘルパー** | 17.8 | 36.7 | 3.5 | 239.3 | 82.2 | 45.3 | 5.1 | 207.4 |